

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：令和6年7月26日（金曜日）14時00分～15時57分
場 所：外務省893国際会議室（ハイブリッド開催）

1. 開会挨拶

2. 協議事項

- （1）「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」について
- （2）外務省「令和6年度予算の概要」について
- （3）フィリピンへの巡視船支援（前回協議会後の動きとフォローアップ）

3. 閉会挨拶

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、2024年度NGO・外務省定期協議会の「第1回ODA政策協議会」を開催させていただきます。私は本日、外務省側の司会を務めます民間援助連携室の大河と申します。よろしくお願いいたします。

NGO側の司会は、岡島関西NGO協議会理事に務めていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

よろしくお願いいたします。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

本日、オンラインで参加されていらっしゃる方がいますので、既に画面で表示されますけれども、簡単に留意点をお伝えいたします。

まず、表示名は氏名（所属）でお願いいたします。

マイクはミュートにしてください。

発言される時は手を挙げる機能で意思表示をされてください。司会に指名を受けた後に、お名前と所属を述べて発言されてください。発言時にはマイクとカメラをオンにしてください。

あと、参加者の録画、スクリーンショット撮影は禁止とさせていただきますので、御了解ください。

以上でございます。

では、開会として、日下部審議官より御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

1. 開会挨拶

○日下部（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

国際協力局審議官でNGO担当大使の日下部でございます。本年度第1回のODA政策協議会の開会に当たり御挨拶を申し上げます。

ODA政策協議会は、ODAの重要な政策につきまして、外務省とODAの考え方を共有しつつ、よりよいODAの在り方を一緒に考える貴重な意見交換の機会と考えております。今日は外務省での対面とオンラインのハイブリッド開催の形式ということでございますけれども、より幅広く充実した意見交換を行うことができると考えております。

昨年度は、全体会議、連携推進委員会、ODA政策協議会、合わせて計7回の定期協議会が実施されました。私は7回全てに参加し、皆様と様々な意見交換をさせていただきました。

3月に行われましたODA政策協議会では、普段、対面でお話する機会の少ない皆様と対面で意見交換することができましたし、また、協議会の終わった後にもいろいろな形で皆様と親睦を深めることもでき、地方開催のよさについて改めて実感した次第でございます。今年度のODA政策協議会は関東での開催と伺っておりますけれども、今後も積極的に地方開催を検討していければと考えております。

本日の政策協議会では「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」、ちょうど提言が出ましたけれども、それについてと、令和6年度予算の概要、それからフィリピンの巡視船支援、この3点が議題として取り上げられる予定と聞いております。

本日、皆様との間で有意義な対話が行われることを祈念しまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

では、協議事項のほうに移らせていただきます。まず1番目「『開発のための新しい資金動員に関する有識者会議』について」でございます。

まず、NGO側から御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

それでは、SDGs市民社会ネットワーク開発ユニットの堀江さん、お願いいたします。

2. 協議事項

(1) 「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」について

●堀江（（一社）SDGs市民社会ネットワーク／（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 開発ユニット幹事／アドボカシー部長）

御紹介にあずかりました、SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット幹事、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。本日は貴重な機会をいただきましてどうもありがとうございます。

今年3月末のODA政策協議会でも提起させていただきました開発資金に関する続編という形になるのですが、このたび「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」につきまして、議題を提起させていただいております。

もう言わずもがななのですが、気候変動や各地の紛争などの複合的な危機がますます深刻化する中で、SDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面しておりまして、達成に必要な年間の資金ギャップも大幅に拡大しています。

開発資金の動員へのさらなる取組が急務となる中で、今年3月1日に上川外務大臣の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」が立ち上がり、5月末までに3回の会議が開催された後、7月12日に有識者会議からの提言が手交されたとウェブサイトで拝見しております。

こちらの提言書では、ODAを民間資金の触媒として位置づけ、多様なステークホルダーと連携し、サステナブルファイナンスの活用やグラントを活かした民間資金の動員などの新たな取組の導入が提言されていると拝見しております。本日の論点はこの提言が出る前に出したものですので、この提言が出たことを受けまして改めて伺わせていただきたいと思います。

まず1つ目なのですが、この有識者会議の今後の見通し、どのような見直しが想定

されているのか伺いたいとしておりますけれども、ぜひ先般提出された提言を基に外務省から御説明をいただければと思います。

2つ目なのですが、一部報道で出ております、今年夏頃に国際協力局内に「オフア一型ODAを推進」するために新設されるという「開発協力連携室」について伺いたいと思います。報道では「民間企業や中央省庁との連携を強化」して「脱炭素化やデジタル人材の育成、サイバー対策といった分野で、民間のアイデアや資金を取り入れながら支援する」とありますけれども、これもこの「ODAのあり方の見直し」の一環としての施策なのか、具体的に、どのようなスキームで連携や支援を進められるのか、また、今回の有識者会議との関連性、今回の提言がここに反映されるものなのかどうかといったことをお伺いしたいと思います。

また、今回の有識者会議の提言でもガバナンスの強化ということが随所に挙げられておりまして、相手国政府及び被供与先の企業における、例えば特定の関係者への不当な利益誘導等を避ける、公正で透明性の高い意思決定のプロセスの確保ですとか、国際的な基準での環境社会面の配慮ですとか、市場歪曲の回避などが挙げられているということは大変重要だと捉えております。今後新設される「開発協力連携室」において、どのようにこうしたガバナンスが機能するために制度や体制が検討されているのか、伺えればと思います。

3つ目の論点となるのですが、事前に外務省と打合せを持たせていただきまして、また、先般発表された提言書を拝見しまして、改めて今回の有識者会議の目的は、あくまでもODAを「民間資金の触媒」として位置づけ、サステナブルファイナンスや多様なアクターと連携し、民間投資を促進することに主眼が置かれているということで認識をしております。

一方で、ここが今回の私どもの議題提起の主な課題意識なのですが、民間資金を持続可能で透明性が確保された形で開発分野に動員するということは大変重要であると私どもも考えております一方で、特に民間資金の流入が限られた後発開発途上国や脆弱国、紛争の影響を受けた国々においては、人道危機や社会・経済課題に取り組むためには、引き続きODAなどの公的資金が不可欠な資金源となると考えております。この民間が投資するという以前の土台ともなる、本来の開発援助の目的に照らしたODAの拡充のための戦略についての幅広い議論が、前回も提起させていただいたのですが、やはり不足しているのではないかと感じております。

今年9月の国連未来サミットですとか、来年開催されます第4回開発資金国際会議をはじめとする開発資金の国際的な議論に対応して、日本政府として戦略を形成するためには、公的資金のODAのパイそのものをどう増やすかという議論も引き続き求められると考えております。ODAのみならず、債務救済ですとか税に関する国際協調なども含む国際金融アーキテクチャーの改革など、財務省が主に管轄されている部分も含んで、全政府的な検討枠組みの構築であったり、市民社会などを含むマルチ・セクターの横断的な議論の場の設定が必要ではないかと考えておりまして、これにつきまして外務省のお考えを改めてお伺い

したいと思います。

4つ目には、先般の有識者会議の提言におきまして、民間企業、市民社会と連携したエコシステムの形成ですとか、NGOとの連携を一層強化するために、日本NGO連携無償資金協力の広域化など、制度の見直しも例として挙げられております。OECD-DACから日本政府に対しては、CSOへの支援・CSOを通じた支援を拡充するようという提言も出されておりますけれども、さらに、今回の提言も受けまして、開発に関わるNGOが直接関与する形で「開発のための資金動員」に関するさらなる議論の継続が必要ではないかと考えております。ここは連携推進委員会やNGO-JICA協議会に関わる方々からもぜひ後ほど御提起いただきたいと考えておりますが、今後の議論の進め方について外務省のお考えを伺わせていただきたいと思います。

もう一点、最後に加えさせていただきたいのですけれども、今回の提言ではJICAの機能とか役割の拡大や体制強化が一つのポイントとなっているというふうに認識しておりまして、NGOとの役割のすみ分けという観点もあるかと思いますが、もう一つ、上川大臣への手交の際に、大臣が言及されているJICAの法改正の可能性ということで、こちらは報道などにもあるように、リスクの高い途上国におけるリスクテイクの機能の拡充としての、JICAが途上国のプロジェクトに対して保証を提供する保証制度の導入の検討のことを指すのか。そちらについても気になった点でありまして、追加をさせていただきました。

論点について、以上になります。ぜひよろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

堀江さん、どうもありがとうございました。

そうしたら、ぜひ。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

外務省側からは、国際協力局開発協力総括課の多田首席、あと、多くの論点を含みますので、国際協力局政策課の五十嵐首席、民間援助連携室から岩上室長にも随時お話しいただければと思っております。

では、最初に、多田首席からよろしくお願いいたします。

○多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

開発協力総括課の多田と申します。よろしくお願いいたします。

幾つか御質問いただきまして、スムーズに答えられるか分かりませんが、まず1つ目の御質問、どのように見直していくかということと、最後の御質問で、法改正をどのように考えているかという御質問があったと思います。こちらはまとめて答えさせていただければと思います。御質問の中で、非常にいろいろな発表等をよく見てくださっているなと思いますし、付け加えるのもなかなか難しいところなのですけれども、御指摘のとおり、7月12日にこの「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の有識者の先生方から上川大臣に提言を手交いただいたところでございます。

この提言の内容は、いろいろ御紹介いただいたとおり、リスクテイク機能とか、そういったものの拡充に向けて取り組んでいくようにというふうに書かれておりまして、まさにそのようなことを実現していくために、上川大臣から、JICA法の改正の可能性を含めて、抜本的な見直しに向けて、関係省庁と連携して検討を行っていく、そのように発言いただいたところでございます。

ただ、この法改正の中身については、この提言に含まれる様々な内容、リスクテイク機能とか、そういったものも含めて、実施していくために必要なことは何かをまさに検討しているというところでございます。それ以上の具体的な内容については、まさに関係省庁と検討しているところですので、まだ公の場で御説明できる段階には至っていないというところでございます。

また、スケジュールについても、なかなかこの調整等は難しいところもございますので、臨時国会に出すとか、そういうことではないのですけれども、それ以上の具体的なタイミングは、まだ発表できるタイミングではございませんので、回答としては以上のような形にさせていただければと考えています。

2つ目の御質問の連携室と今回の提言の関係ですけれども、恐らくお読みいただいたとおり、今回の有識者会議では、どうやってこの民間資金動員をODAを活用してやっていくかというところに焦点を当てたものでございまして、オファー型というものはあくまでも先行例として言及をしておりますが、オファー型の実施自体について、この会議の中で議論したところではありませんしので、連携室との関係でこの提言が直接関連するというものではないと考えております。

オファー型について、政策課のほうから補足的に説明いただければと思っています。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

政策課の首席事務官の五十嵐でございます。いつもお世話になっております。

開発協力連携室の報道等と、この有識者会議の提言との関係性、あるいは開発協力連携室を立ち上げてオファー型協力を進めていくとされているが、実態としてどういうふうになっているのか、あるいはオファー型を進めていく上で、例えばガバナンス面ですとか、途上国支援における、言ってみれば負の影響などに対してどう管理していくのか、そういった趣旨の御質問だったかと思います。

まず、開発協力連携室ですが、8月1日付で立ち上げという形で予定しております。ですので、来週の木曜日になります。位置づけといたしましては、ここは人事的な話もありますが、政策課との非常に密接な関係性の中でやっていく形になりますので、そういう意味では継続的にこのオファー型協力を進めてきたものが開発協力連携室で行われていく形になります。

そして、実際進めていく上で、まず有識者会議の提言との関連ということで言えば直接これを受けてということでは必ずしもないかもしれませんが、オファー型協力自体がそもそも、多様なアクターとの連携ということを目指していて、その中には当然民間資金です

とか、民間企業、あるいはいわゆる民間というふうになされているだけではない、例えば国際開発金融機関ですとか、様々な資金をどう動かしていくかというところで関連してくるようなアクター、ここの連携というものも最初から視野には入れているところでございます。

場合によってはNGOも、資金というところと言うと、直接関わってくるところがなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、連携としては当然、中に想定させていただいているというところですし、いわゆる今で言うところ、新しい形での国際機関でもなく、様々なファンドという形で、NGOという形を取りながらも、ファンド的な役割を果たす機関や組織もありますし、そういったところとの連携というものも将来的にはあり得るのかもしれませんが。

ガバナンスのところに関しては、そういう意味では連携室の中でももちろんやっていきますし、そもそも、やはりオファー型協力は、ある程度ODAの実施を核にしながら、ODA以外の様々な資金や技術、取組を組み合わせ、相手国との関係でこちら側としてメニューとして提示していき、相手国との間での合意を得て実施していくという形で想定しています。まず通常のいわゆるODAと同様に、きちんとした環境社会配慮ですとか、ガバナンス面でのチェック、そういったものは当然行っていくことになりますし、相手国との間での対話はありますので、その中で、いわゆる日本側だけがメリットを得るような形にはならないかと思います。やはりODAにとって大事なのは途上国の経済社会開発というところですので、そこを第一に考えた上で、相手国ともきちんと議論をしながら進めていくという形になるかと思います。

あとは、公的資金の重要性に関しても改めて強調いただいた部分があったかと思います。やはり重要な部分は間違いなく呼び水としてのODAで、こちらは民間資金の動員の議論の中でも非常に重視されました。そういう意味では、民間資金の動員があるからといってODAがなくていいということでは全くないとは思いますが、他方で我が国の財政状況もなかなか限られている中、国民からお預かりしている資金をどれだけ有効に使っていくかという観点からは、様々な可能性をきちんと検討して、開発における効果というものを最大化していくということが必要だと思いますし、そのためにオファー型協力をまさに進めていこうと考えているところですので、そういう意味では様々な形でのODAの拡充というものを我々としては目指していきたいと考えているところでございます。

○多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

すみません。補足させていただきます。

今回、提言を受けて、ODAの在り方というか、新しいことができるようにということいろいろ検討させていただいているわけですが、それは必ずしも、これまでやっていることをやめますという趣旨ではなくて、できることを増やしていきたいという観点から検討している次第ですので、その点、補足させていただきます。

○岩上（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

民間援助連携室の岩上です。いつも大変お世話になっております。堀江さんからいただ

いた御質問の最後のほうで、NGOとの連携、また、N連（日本NGO連携無償資金協力）の柔軟性、そういったことについて御質問いただきましたので、民連室から少しコメントさせていただきます。

これまでも、NGOが現地のニーズに応じて柔軟かつ効率的に支援ができるように、NGOと外務省の間でいろいろと意見交換を行ってまいりましたけれども、今回の有識者会議の提言を受けて、その中で、NGOとの一層の連携強化、また、活用といったことについて提言があったことを踏まえて、JICAともよく連携しながら、引き続きNGOとよく議論してまいりたいというふうに考えております。

具体的には、堀江さんもおっしゃっていましたが、連携推進委員会、また、そのタスクフォース、そういった機会に、N連の予算面、また、運用の在り方、マッチングファンド、こういったことについてこれまで何度か議論してきて、改善可能なものについては積極的に取り組んでまいりましたけれども、今後もNGOが柔軟かつ効率的に支援できるように議論を継続してまいりたいと思います。

それから関連して、昨年度、NGO研究会におきましてNGOの基盤強化というものをテーマに取り上げて、資金面、人材面、こういった課題について整理をして、今後取るべき選択肢を含めて提言にまとめまして、その結果をNGOの皆さんとも広く共有させていただきました。

最近では、独自にファンドレイジングを行ったり、外務省の資金協力、あるいはJICAの草の根技術協力、そういったものだけでなく、民間企業であったり、財団の助成金、こういったものを積極的に利用されているNGOも増えてきているというふうに認識しております。

いずれにしても、今回の提言を踏まえて、NGOの皆さんとしっかり意見交換してまいりたいと考えております。

民連室から以上です。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

外務省からの回答は以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、NGO側の皆様の中で、最初の堀江さんからのインプット、それから、それに対する外務省の皆様からのレスポンスを受けて、改めて御発言、御質問なされたい方は、まずは挙手のほうをお願いいたします。オンラインの方もお願いいたします。

今、私のほうでは中嶋さんが挙手をなさっておられるのが見えますが、他にはいらっしゃいますか。

それでは、まず、中嶋さん、御発言をお願いいたします。まずは御所属とお名前からお話をお願いいたします。

●中嶋（（特活）メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団） 海外事業プロジェクト・コーディネーター）

メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団）の中嶋と申します。ありがとうございます。

幾つか触れられているのですが、非常に率直に申し上げるのですが、開発協力連携室という名称の課室で民間資金を扱っていくということなのなのですが、NGOの窓口は民間援助連携室で、NGOは開発協力に従事しているのです。

それで、率直に申すと分かりにくいというか、民間援助連携室があつて、開発協力連携室があつて、この立て分けと協力関係、先ほども少し岩上室長からも触れられましたけれども、そういうところはどういうふうになるのでしょうか。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

私のほうからお答えさせていただきますと、実は8月1日付の機構改革において開発協力連携室が新しく立ち上がりますけれども、これと、まさにおっしゃったとおり、民間援助連携室という名前自体は非常に重なるということで、こちらはNGO協力推進室という形にこれまでの民連室の名前が変わることになります。

そういう意味では、連携という形で、開発協力連携室のほうでオファー型協力を担当しつつ、NGOに関してはある種特化したNGO協力推進室という形で、これまでのネットワークは引き続き維持されていくということになるかと思います。

すみません。よろしかったでしょうか。

●中嶋（（特活）メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団） 海外事業プロジェクト・コーディネーター）

ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

うまく聞き取れなかったようですので、正式名称はNGO連携推進室というお名前になると。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

NGO協力推進室です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

申し訳ありません。NGO協力推進室ですね。ありがとうございます。

すみません。司会ですが、ちなみに、開発協力連携室の英語はどんなふうになるのですか。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

Development coordination divisionです。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

申し訳ございません。課室の名称なども直前まで調整があるもので、やはりきちんと共有できるタイミングが難しかった部分も実態としてございまして、もう少し早くそういったところは共有できればよかったかもしれませんが、御了承いただければと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

またもう少し発言があるかもしれませんので、では、今、お手が挙がっているのは稲場さんですね。お願いいたします。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 代表理事）

すみません。ありがとうございます。大変重要な位置づけの変化ということかなと思います。つまり、民間援助連携室の名前であったものをNGO協力推進室というふうにするということで、こういう形で共存を図っていただけるのは大変ありがたいことだなと思っておるのです。

1つありますのは、もともと民間援助支援室と言っていたものを民間援助連携室と名前を変えた経緯が、これはかなり前ですが、あったかと思います。これはつまり、支援ではなくて、NGOとの連携ということなのだというようなことでの何らかの考え方がやはりそこであって支援室から連携室になったというふうに思うのですが、これをさらにNGO協力推進室に変えるということで、この連携を協力と変えることに関してはどういう議論の結果としてこのようになるのかということについて、もし経緯がありましたら教えていただけると助かります。

特に、やはりNGO・外務省定期協議会の中で連携推進委員会という名前で連携と言っていることには、それなりの意義があって連携という言葉にしていると思いますので、そういった意味合いで、連携推進委員会も協力推進委員会にしなければいけないとか、いろいろ考えなければいけないこともあるかと思うのです。その辺りを含めて、ひとつ、この経緯を教えていただけると助かります。

また、こういう形でNGO協力推進室という名前になることによって、基本、これまでNGOとの関係で続けられてきたNGO連携無償であるとか、NGO活動環境整備支援事業であるとか、あるいはNGO事業補助金という、その仕組みに関しては、例えば開発協力連携室ができることによって何らかの変化があるわけではないということは確認していただけるのかどうか。そこは非常に大事なポイントかと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一点質問ですけれども、いわゆる民間資金の活用ということで、かなり重要なポイントとしまして、やはり一つ課題となるのは、ODAの行き先の国々が、日本は必ずしもいわゆる低所得国に対するODAの割合というものがそれほど高い状況ではないと我々認識しておるわけですが、ここに関して、資金をどんどん活用していくということになりますと、取りあえずODA、つまり、最貧層や、もしくはいわゆる低所得国に向けたODAの割合等がより低下してしまうのではないかと、そういう懸念がNGO側にはあるわけです。

この点に関しまして、特にいわゆる低所得国、あるいは最貧層、いわゆる中所得国においても最貧層というものは基本、結局のところ、市場性がない結果として民間資金が行か

ないという状況になっている。ここに関して、どのようにマーケット・シェイピングをするのかというのが、例えばグローバルファンドであるとか、あるいはGaviというような保健系の国際機関、特に支援拠出機関が果たすべき役割だというふうに思うわけですが、つまり、こういうような形でマーケット・シェイピング、こういったいわゆる、もともと市場性がないところに市場性をつくり出して、そして、民間資金が特に低所得国や中所得国の最貧層にも手が届くようにするというような意味合いでいわゆるODAを活用するというのが大事かと思えますけれども、こういったようなところに関して何らか検討がされているかどうかということ、その辺り、ぜひ伺いたいと思います。

意見と質問になります。よろしくお願いします。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

よろしくお願いします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

こちら私の方からで、補足的にあれば他の方から補足いただければと思うのですが、まず1つ目の御質問として、組織面の変化、あるいはNGO連携無償等の組織的なところが変わるかということに関して言えば、変更はございません。引き続き、これまで民間援助連携室でやっていたN連事業ですとか、N環ですとか、そういった様々な事業は引き続きやっていくという形になります。

考え方としては言葉で申し上げると、連携という言葉が重複しないようにというところと、その上でNGOとの関係では、やはり協力をさらに推進していくという、言ってみれば将来を見据えたような形を意識したものとして変更したと受け止めていただければというところでは。

あとは、開発協力連携室の中で見ていくものとしては、言ってみれば議論にも上がった民間資金もそうですし、あるいは国際機関もそうですし、NGOも当然そうなのですから、そういった様々なアクターとの連携というものを、この機会に言ってみれば一つの別の言葉として捉え、ODAをやっていく上での協力の一つでもあるのですけれども、その中でのコーディネートをやっていくという意味合いで、あえて連携室という言葉で定義させていただいたと受け止めていただければと思います。

そういう意味では、横串的にといいますか、開発協力連携室のほうでもNGOとの連携の可能性は様々なオファー型協力を進めていく上で検討させていただくことにはなると思いますが、ただ、これまでやってきた協力に、言ってみればプラスしてといいますか、オン・トップでそういった形の仕組みというものを設けたということであって、必ずしも新しくできるNGO協力推進室から何か権限が移るとか、奪われるということではないと受け止めていただければと思います。

もう一つの、こちらのほうは非常に難しい議論だと思うのですが、低所得国向けの資金、これの中でのODAが果たす役割の大きさ、市場が未成熟だからこそ資金が行かない

ところに、民間資金だけで届くのかというところが恐らく御懸念の部分なのだと思うのですが、ここに関しては、まさに御参照いただければと思いますのが、オファー型を進めていく上での戦略文書という、昨年9月に対外公表させていただいた文書がございます。

内容としては、オファー型協力におけるプロセスや重視すべき点などを記載するとともに、その中で幾つか分野に関しても規定はさせていただいているのですが、かなり意識的に記載させていただいたのはやはり低所得国ですとか、あるいは具体的に挙げているのは例えば島嶼国、島国です。つまり脆弱な状況に置かれた国。そういったところの特殊性ですとか、それをきちんと配慮した上で、それを踏まえた形での協力の在り方というものをきちんと検討していくということは実は明示させていただいております、そういう意味で、民間資金との連携、あるいは様々なオファー型協力をやっていく中で、必ずしも低所得国を置き去りにするということを考えているわけではなく、そこに対してきちんと手当てをしていく。例えば可能性としては他の周辺国との連結性を確保する中でどう底上げをしていくかですとか、そういったところに関しても考えていければと思っております。

すみません。やや抽象的になっているのですけれども。

○多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

2つ目の民間資金の活用のところで少しだけ補足させていただきます。

先ほどの私からの説明で申し上げたとおり、今回の制度改革の趣旨としては、やれることを増やすというところがございます。なので、どこかの所得階層の国を念頭にというわけではなくて、できることを増やすということを目指に我々は検討を進めているところでございます。そのできたツールを使って、そういう低所得国に何かできるかとかについては、今後考えていくべき話かと考えておりますけれども、いずれにしても、どの所得階層にも使えるような形でのツールを増やすというところを念頭に、今、議論を進めているところでございます。

以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

階層というのは、所得層ということですね。

○多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

そういうことです。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

低所得国、中所得国ということに限らずということですね。

○多田（外務省 国際協力局 開発協力総括課 首席事務官）

そうです。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

時間もないですので、栗田さん、お願いいたします。

●栗田（（特活）関西NGO協議会 事務局長・理事）

関西NGO協議会の栗田と申します。御説明いただきましてありがとうございます。私からは質問ではなく、コメントをさせていただきたいと思います。

論点4の部分なのですけれども、関西NGO協議会としてもそうですし、私自身、NGOでNGO-JICA協議会のNGO側コーディネーターも務めておりますので、その立場も踏まえて、この有識者会議の提言にも記載されているのですが、JICAの寄附制度の展開についてのNGO側の意見を紹介するとともに、今後のNGOとJICA、NGOと外務省の連携に向けた記載についてお話をさせていただきます。

JICAが行う寄附制度については、NGO協議会の中でもNGO-JICA協議会の中でも説明を求め、協議を行ってきています。直近では、2023年度第2回NGO運営協議会の中でも報告と議論がされています。JICAのグローバルアジェンダが構想されてきているもの、SDGs寄附金についてNGO側で様々な意見が出ておりまして、前向きな意見としては、JICAが寄附制度を設けることで寄附を通じた開発協力に参画する人が増えて、開発系分野の寄附について裾野が広がるのではないかという意見があったりします。

ただ一方で、懸念の声も上がっていきまして、例えばNGOが開発してきた開発協力の寄附市場でJICAにNGOへの寄附を奪われてしまわないかとか、パイの奪い合いになってしまうのではないかと、あるいはJICAは本来、開発協力におけるパートナーとしてNGOの組織基盤であったり事業実施能力向上のサポートをする役割があると考えているけれども、JICAが寄附集めの主体になるのは方向性が違うのではないかと、そうした懸念を示す意見も上がっているのは事実です。

先ほど、多田首席にはできることを増やすというコメントもいただきましたけれども、それは本来の役割から考えて本当にすべきものかという市民社会の声が今後上がることもあるのではないかと思います。引き続き、協議の機会というものを設けていただきたいと思います。

様々な考え方がNGO側にあるので、テーマによっては全NGOの統一の見解というものを出すことは難しいかもしれないのですけれども、今後もNGO-JICA協議会やNGO・外務省定期協議会、連携推進委員会など、NGOとJICA、NGOと外務省の連携を考える、この協議会の機会を通して、NGOが関与する形での開発のための資金動員に関する様々な支援の継続を期待したいと思っています。

先ほど岩上室長より、連携推進委員会、タスクフォースでの継続的な議論についても御発言をいただきました。それぞれが果たすべき役割の基本について議論を深めていくということが大綱に記載された開発協力の戦略的パートナーシップの具体化につながっていくと私は考えています。引き続き、NGOとの協力を推進いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からのコメントは以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

ぜひ、どうぞ。

○岩上（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

岩上です。栗田さん、ありがとうございます。今、共有いただきましたとおり、私自身も、NGO側としていろいろな意見がある、そういった寄附市場を広げることによってNGOの機会が増える、あるいは市場を奪われるといった両方の意見があるということも承知しております。

今回、こういった提言を踏まえて、いずれにしても、最終的には我々としては、開発協力を行っていく上で、様々な得意分野を持っているステークホルダー、とりわけNGOは途上国での開発協力の長年の経験、分野であったり地域であったり、得意としているところを持っていると思いますので、そうしたNGOの皆さんが日本の開発協力を進めていく上で積極的に参加できるような環境に結びつけていけるように、一緒にいろいろと考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

時間の関係もございます。まだまだお話があるかも分かりませんが、今、お一人、柴田さんから挙手がございます。それでは、柴田さん、あと、今井さんという順番で、大変申し訳ありませんが、なるだけ手短に御発言のほうをお願いします。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー）

ありがとうございます。ワールド・ビジョン・ジャパン SDGs開発ユニットの柴田と申します。私のほうから1点だけコメントさせていただきます。

事前会議の間でもお伝えした件なのですが、先ほど堀江さんの最初の提言のところで、ODAのパイそのものの拡大などについても議論の継続が必要であるというところを御指摘いただきました。

これに関して、今年の9月に国連未来サミット、そして、来年は開発資金会合が開催される予定になっております。これらに関して、NGOとしては、やはりこういった議論・論点を国際的にも声を上げて仲間を増やしていこうということで、現場でのサイドイベントなどを企画しております。

今回、日本政府からの御参加が非常に難しいということで御回答いただいているのですが、様々な機会にこういった議論を行っていきたいと思っておりますので、引き続き、様々な対話の場で日本政府と議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上になります。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、今井さん、お願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

日本国際ボランティアセンターの今井です。ありがとうございます。

先ほどの外務省の組織改編についての質問なのですが、まず、これは結構NGOにとっても小さくないというか、外務省から本来であれば議題提案というか、そういった形でぜひ提起をしていただきたかったかなと思っております。

その上で、五十嵐さんの先ほどの説明を聞いて、最初、私は、NGO協力推進室はNGOと名前をつけて、主にNGOが対象で、そうすると、開発協力連携室のほうは企業が主な対象なのかなと思って聞いていたのですが、その後、五十嵐さんの説明で、必ずしもそうではなくて、民間資金、NGOも含めてということで、横串的に見るというお話があったかと思えます。

その中で、例えばオファー型でNGOとの連携などもあるといったようなお話があったのですが、オファー型でのNGOとの連携というものは、たしか何回か前の、しばらく前の連携推進委員会でもそういった質問が出て、議題にあったかと思うのですが、わざわざそういった横串ということでの連携で、NGOとのオファー型での連携というお話があったので、何か具体的にそれを、新しいスキームをつくるですとか、何かそういった具体案があるのでしょうかというのが質問です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

スキームに関して申し上げますと、新たに何かつくるという予定はございません。むしろ、例えば既存のスキームとしてはNGO連携無償資金協力ですとか、そういったものはありますけれども、アイデアとしてあり得るのは、オファー型協力という形で相手国にメニューとして示す際に、NGO連携無償でNGOの方々が活動されていらっしゃるものも、そのメニューの中の一つの要素として入れていく。例えば、なかなか難しいですが、いろいろなインフラ整備ですとか、電力の整備ですとか、そういったところで大きな絵として脱炭素化というものを目指していく中で、NGOが貢献できる部分が要素として入るですとか、そういったものを出していくことでより、例えば相手国からしたら現地における様々な大きな変化に伴う反動的なところを和らげる要素があるとか、そういったメリットを相手国政府がきちんと感じて、お互いに合意するということができれば、そういった形でのオファー型協力というものも可能かとは思います。

こちらは恐らく、どうしても個別の事業といいますか、プロジェクトだけで見ていくとなかなか難しい部分があると思うのですが、例えば少し広い分野ですとか、まさに岩上室長からおっしゃっていただいたようなNGOの強みというものをこういう形であれば活かせるとか、そういったものを示していただけると、いわゆる今後の連携、オファー型協力も含めた連携を進めていく中で何ができるかということは考えていけるかと思えます。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

つまり、スキームとしては既存のものを使うこともあり得る。例えばN連で、今、頭に思

い浮かんだのは脱炭素の、N連でもありますけれども、そういったようなものを連携室と横串として扱うみたいなイメージということですね。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

そうです。実際のところの相手国との関係ですとか、オファー型協力というものをつくっていく上では、うちの中でも連携室が全てをやるというわけではないのですが、ただ、ある程度の全体像ですとか、アクターとの関係ですとか、例えば事例を申し上げますと、オファー型協力として実施してきた一つとしてカンボジアに対してのデジタル化の支援がございます。

ここに対しては国別一課、東アジア等を見ているところが進めてはきているのですが、そこがこれからさらにオファー型を深めていく中で、開発協力連携室としても、いろいろな補足的な要素を入れられないかとか、あるいはここでやったことが実は他の地域でも活かすことが可能なのではないかとか、そういった形で、まさに横串を刺すというところ、あるいはいろいろなものを連携としてつなげていくということを考えているというところ

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

すみません。理解しました。ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

まだまだ話し足りないかもしれませんが、この案件に関しましてはここで。

●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

1点だけいいですか。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

では、手短にお願いします。

●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

JANICの政策アドバイザーの重田と申します。

1点だけ、この新しいスキーム、特にオファー型の援助に関して、今、いろいろ説明していただいて分かってきたのですが、何を目的にしてやるかという点が分からなかったのですが、気候変動は1つ出てきたと思うのですが、他にFOIPに対することとか、そういう安全保障というか、そういう可能性もあるのか。あと、既存のスキームとしてはジャパン・プラットフォームとか、そういう緊急人道支援のスキームもあるのですが、やはりそういったものも意識されているのか。その辺、御説明いただければと思います。

以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

分野といたしましては、先ほど少し申し上げていた戦略文書のほうで整理させていただいてまして、正式に申し上げますと、気候変動・GX（グリーントランスフォーメーション）、デジタル化（DX）、経済強靱化という3つの分野になっております。この中で若干、経済強靱化というものがぱっと聞いてイメージがつきにくいかもしれませんが、例えば国際的なサプライチェーンの脆弱な部分に対する手当てをすることによって、日本に対しての、日本も含めた国際市場へのきちんとしたサプライチェーンというものを確保する。途上国は当然、その中で成長していけるような形を確保していく。そういったところを念頭に置いております。

そういう意味では、FOIPという地理的なものというよりは、どちらかというと、今申し上げた分野といたしますか、そういった視点で整理をさせていただいています。

●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

それでは、次の案件に進ませていただきたいと思います。次は「外務省『令和6年度予算の概要』について」ということでございます。

これに関しましては、まず、佐伯さんのほうから御発言をお願いいたします。

(2) 外務省「令和6年度予算の概要」について

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

名古屋NGOセンター政策提言委員の佐伯と申します。よろしくお願いいたします。この議題は、ODA政策協議会のNGO側コーディネーター一同の議題として提出をさせていただきます。

2023年度第2回ODA政策協議会においても、同じくコーディネーター一同の議題として「令和6年度外務省概算要求について」というものを提出させていただきました。ここで協議させていただいた内容は、「令和6年度概算要求の概要」の中でこれまではなかった形で新たに付け加えられたスライド「外務省概算要求の3つのポイント」の内容が開発協力大綱から逸脱しているのではないか、もしくは開発協力大綱改定時の外務省の説明と齟齬があるのではないかという点でした。

この点について、当時の議事録をもう一度貼り付けているのですがけれども、外務省のほうでも認識のずれがあるのではないかとか、それから、一貫性についてもずれがあるのではないかとということで、恐らく「予算の概要」作成の時に修正をするというような御回答をいただいております。

実際に、令和6年度予算成立後にウェブサイトに掲載された「予算の概要」を見たところ、その指摘の中心となった、協議された「外務省予算の3つのポイント」のポイント1と3において全く変更がされていませんでした。こちらは資料のほうでも共有をさせていただいた

のですが、今も画面で共有させていただきますが「令和6年度概算要求の概要」、それから「令和6年度予算の概要」、ポイント1と3、どちらも全く変わっていないことが分かるかと思いますが。

もう一つのポイントとして出ていた「ODAの活用を含めた経済安全保障の戦略的推進」というところ。これが概算要求の時と予算の概要の時で「同盟国・同志国」というふうになっていたのが「同志国」が消えたという、その点は確認ができたのですが、先ほども申し上げたような例えば3つのポイントのところ、2023年第2回の協議会で、例えば「ODAの戦略的活用やOSAを通じて同志国の能力を高め、望ましい安保環境をつくります」という、この文言について、ODAの戦略的活用というものとOSAというものが並列にしか読むことができない。つまり、同志国の能力を高め、望ましい安保環境をつくるというのがODAの戦略的活用プラスOSAというふうに読めるけれども、実際、ODAというものは社会・経済開発目的であり、OSAとは異なるのだということを何度も説明いただいているわけで、ここの文言は変えるということだったと思うのですが、変わらなかったわけです。

こういった状況を受けまして、今日ですけれども、修正するという回答があったにもかかわらず修正されなかった理由は何なのかということをもっと伺えればと思います。本来であれば、開発協力大綱は閣議決定されているわけですから「認識のずれ」というものはあってはならないわけですが、議事録にあるとおり「認識のずれ」があるというのであれば、一体、どのような「認識のずれ」が依然として残っているのか。2024年度NGO・外務省定期協議会「全体会議」でも少し御説明いただきましたけれども、十分に時間が取れたわけではありませんでしたので、この場でより詳細で具体的な説明をいただければと思います。

2番目に、2023年度第2回ODA政策協議会で十分に議論ができませんでしたので、改めて「外務省予算の3つのポイント」のポイント1と3について伺えればと思います。

ポイント1について、ODAというものは経済社会開発のためであって、安全保障能力強化のためのOSAとは目的が異なる、全く別のものだという御説明をずっといただけてきましたが、いまだにポイント1のところODAの戦略的活用とOSAというものが並列に書かれていることから、実際にこのような形でODAが実施されたならば、開発協力大綱の「非軍事原則」にも反することになるのではないかと思います、この点どうでしょうか。

ポイント3についても、先ほどもオファー型の話は出てきましたけれども、オファー型協力というものが結局は「日本企業の海外展開を支援」する目的で実施されているような印象を与えるような文言になっていますが、このオファー型の趣旨というものはそうなのでしょうかということをもう一度改めて御説明いただければと思います。

最後の点、3つ目のポイントなのですが、ODA政策協議会は20年以上にわたり、外務省が関わるODA政策について、外務省とNGOの双方が意見・情報交換を行い、協議をし、よりよいODAの在り方を共に考える場として開催されてきました。逐語の議事録が公開されるということで、協議会のアカウンタビリティも担保されてきたかと思います。

今回、ODA政策協議会場で既に協議をされ、お互いに合意が形成できたというか、修正されるということで確認ができたはずのことが、実際には修正されなかったということになりますと、ODA政策協議会は形骸化してしまっているのではないかという懸念も生じかねません。外務省にとってODA政策協議会の意義というものをどのように考えられているのか、改めて御説明いただければと思います。

以上になります。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

御説明ありがとうございます。

こちらは、引き続き、国際協力局政策課の五十嵐首席に御説明いただきつつ、最後、岩上民間援助連携室長からも発言させていただきます。

では、五十嵐首席からお願いします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

この部分に関しましては、まさに私自身が当事者として、恐らくお答えさせていただいたのが去年の12月だったかと思えますけれども、予算のまとまる直前といいますか、その段階でこの表現の仕方ですとやはり誤解といいますか、これまでの議論を踏まえたものにはならないのではないかというところに関しては同じ考えで、そこは修正させていただきたいと申し上げさせていただいたと、記憶しております。これが修正できなかった部分と、あと、恐らく議事録あるいは私の言い方としても、政府内部に認識のずれがあるというような形でお伝えしてしまっていた部分がありまして、そこは誤解がないようにさせていただければと思います。

どの部分をというところは、まさにこのポイント1で説明させていただいたところと、ODAとOSAが併記されていることが、目的が違うはずのものがあたかも同じ目的なのではないかというふうに見えてしまう。あくまでODAの主目的として経済社会開発というところが間違いなくありますし、そこが安全保障を目的としているOSAと一緒にあって、最後に安保環境という言葉で結ばれており、これが言ってみればかなり誤解を招く、かつ非軍事原則との関係でもいわゆる安全保障といいますか、軍事的な安全保障という印象を非常に強く持たせるような表現になっているというところは、私も問題意識は共有させていただきました。

内部でも調整はさせていただいたのですけれども、なかなか難しい部分としましては、どの点を予算の中である程度強調していくか。これは以前もたしかどこかで御説明をさせていただいたと思うのですけれども、ここの表題にもあります、国家安全保障戦略を実現していく予算です、というこの部分との関連で「ODAの戦略的活用」がその中に含まれるということに関しては、政府内で認識のずれというものはございません。そういう意味では、

やはり国家安全保障戦略、今般、非常に厳しくなっている国際情勢の中で、どういう形で安全保障というものを確保していくか。ここの安全保障というものが、これまでのようないわゆる軍事的な安全保障に限られるものではなくなっていて、皆さんもコロナでの国際的な危機を直面されたと思いますけれども、そういった経済的な安全保障をきちんとやっていかなければならない。そこに対しては当然、ODAも途上国も含めた形でのグローバルな安全保障をきちんと確保していこうとした時には非常に必要不可欠になってくるということは恐らく御理解いただけるのだと思います。

そういう意味では、今、この3つのポイントで、最後の表現ぶりが、例えば望ましい安保環境という、この言葉だけでそういった背景も全て示すということはなかなか難しいところで、その中で完全に修正し切れなかったというところは非常に申し訳ないところではありますけれども、我々として考えているところとしては、これまでの議論ですとか、非軍事原則との関係では何ら変わってはいないと申し上げられるかと思います。

2つ目、ここは繰り返しのになってしまいますけれども、ODAはあくまでも途上国の経済社会開発を目的としているものでございますので、そういう意味で、OSAとは目的は異なります。ただ、ここで書かせていただいている中では、広い意味での国家安全保障戦略にも書かれたような経済安全保障ですとか、あるいはいわゆる海洋の安全保障で、その中での海上法執行能力ですとか、あるいは犯罪の取締りですとか、そういったところに関してのODAが果たせる役割というものは間違いなくあると思うのです。そういう意味では、それらも含めた形での実施をこの中で念頭に置いているというのはございます。

その上で、オファー型協力のところに関しまして、民間の企業展開、日本企業の海外展開を支援するためのものなのかという問いに関しましては、それだけを目的としたものというわけではございません。やはりオファー型協力の一番の目的はあくまでも途上国の開発で、それを目指していく中で、途上国の成長ですとか、あるいは先ほど申し上げましたグローバルなサプライチェーンがきちんと確保されることによって、日本も裨益する部分ですとか、日本に対する利益の還流をきちんと実現していく、意識しながら行っていくというところがオファー型協力としては重視しているところでございます。

ですので、繰り返しのになりますけれども、日本企業の展開だけということではございませんので、その点、御説明させていただいたところでございます。

○岩上（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

佐伯さんから御質問いただいた中のODA政策協議会に関するところについて、民連室からコメントさせていただきたいと思います。

冒頭、日下部審議官から御挨拶の中で、このODA政策協議会はODAのよりよい在り方について、NGOの皆さんと共に考える意見交換の場であると申し上げましたがけれども、外務省としてはこの協議会で議論したことは適切にフォローしておりまして、形骸化しているとは考えておりません。

ただ、率直な意見交換を行う中で、時に外務省からの回答がNGO側から見て十分でないと思われることもあるかもしれませんが、外務省としても、開発協力のパートナーであるNGOに対して誠心誠意回答するように努めているところです。

正直なところ、双方の意見が異なる課題というものはございますけれども、その違いを認識しつつも対話を継続していくということが重要でありまして、そういったことが新しいアイデアにもつながると考えております。

この協議会は、これまでNGOと外務省が一緒につくり上げてきたものだと思っておりますので、ODA政策協議会が今後もさらに有意義な、建設的な意見交換の場になるように、NGO側の皆さんとよく御相談してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

外務省からの回答は以上になります。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

では、よろしいですか。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうぞ。

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

すみません。ありがとうございました。

今の五十嵐さんの御説明と、あと、先ほどの議題でも出てきたサプライチェーンという言葉が何度か出てきたので伺えればと思ったのですが、サプライチェーンと聞くと多分、NGO側は恐らく全員が共通して思い浮かべるのが、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」とかデューデリジェンスの問題だと思うのですが、今、お話があったようなサプライチェーンというものは、むしろ経済強靱化の一環として出てきたのかなと理解したのですが、この辺りの認識のずれというわけではないのですが、もう少し人権概念というか「ビジネスと人権」の原則とか、その辺りを外務省の方々はどういうふうに考えておられて、この中でもどういうふうにそれを実行していこうとされているのかなというのが少し気になりましたので、もし教えていただければお願いいたします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

サプライチェーンと申し上げたところで念頭に置いていますのは、単純に日本に物が来ればいいですとか、そういうことではなく、相手となる途上国の中での物流ですとか、あるいはそこに携わる人々の雇用ですとか、例えばカカオのバリューチェーンとかサプライチェーンの中でのきちんとした労働環境の整備ですとか、児童労働の話ですとか、そういったことも念頭に置いた形で考えているところです。そういう意味で、経済強靱化という

ものが、若干強い言葉ではありますが、必ずしもそういった、言ってみればグローバル市場との接点に伴っての負の側面といいますか、そこに対して全く配慮していないということではなく、むしろ、ODAがそこで果たせる役割というものは多分にあると思いますので、そこはオファー型協力を考えていく中でも、いわゆる民間との関係も含めつつ、それとは別に、ODAの中で社会的な基盤をきちんと作っていく。例えば保健や教育をきちんと共に支えていくことで、その国の本当に質の高い成長というものを確保できると考えている部分もございます。

●佐伯（（特活）名古屋NGOセンター 政策提言委員）

すみません。これで終わりにします。

もう一点だけ、開発協力大綱の改定の議論の中で「ビジネスと人権」に関する原則ですか、それから、デューデリジェンスのこととかというものをぜひ盛り込んでほしいというのがNGO側からの要請としてかなり強くあったと思うのですが、最終的にはそれが盛り込まれなかった経緯があったと思うのです。今のお話ですと、経済強靱化というものがそれだけではないのだという御説明をいただいて、もし今後、何年か後に大綱が改定されることがあった時に、今、お話にあったような、書かれていないけれども、そこには配慮しているのですという点を書き込んでいただくことがあり得るのかというか、書き込んでいただきたいなと思っているのですが、そういうことだけ、こちらをお願いとして伝えさせていただきます。

以上です。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。NGO側の方で御発言されたい方はいらっしゃいますか。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

では、よろしいでしょうか。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

では、今井さん、お願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

度々すみません。JVCの今井です。

12月は議題提案の時に私が説明させていただいたこともありますけれども、先ほどの五十嵐首席の説明の中で、国家安全保障戦略、そのためのODAというところでは政府内で差はないというお話で、恐らく国家安全保障というところは単に軍事的な安全保障ではないということを、以前にも御説明をいただいたと思うのです。

ただ、以前の協議会の時に申し上げましたけれども、このポイント1の記述を読むと、この一番下に書いてあるODAとOSAが併記されているところですが、ここで「同志国の

能力を高め」と書いてあるのは、普通、これをこの文脈で読めば、これは抑止力、軍事的な安全保障能力だと読めますし、恐らくそういったところがあって、12月の協議会では五十嵐さんもその問題意識を共有していただいたかと思うのですけれども、ですから、それがどうして修正できなかったのかというところをもう少し何か具体的に御説明していただければありがたいと思っています。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

申し訳ございません。具体的にどうしてかというふうになると、申し上げられる部分としては、やはり対外的に説明する時に、どこに重点を示すか、またある種の分かりやすさというところとのバランスで、これは正確に記載するのであれば、まさにおっしゃったような、ODAの部分に関してはこういう趣旨であって、その上で、こういう意味での安全保障の関係をつくっていくということを書くのが恐らく一つの解決策であったと思いますし、あるいはこの安保環境を国際環境とせめて変えていくことができれば、まだそこまで誤解を与えるようなといいますか、そういった側面が強くなるような形にはならず済んだかとは思います。

なかなか我々としてもいろいろな調整はさせていただいたところですが、最終的に全体の中での判断としては、申し訳ございませんが、そのような形になったというところしか申し上げられることはないです。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

これで終わりにしますが、分かりやすさを追求したというふうにおっしゃられると、つまり、分かりやすくすればこうだということは、やはり本当はこういうふうに考えているのですねというふうに思ってしまうわけです。

開発協力大綱の議論の頃から、日下部審議官はODAとOSAは目的が違うということを何度も説明されてきた。それだけの重要性がある区分だと外務省のほうがおっしゃっていたということを考えれば、このような書き方をされるのは本当に、なぜ、このようになったのだろうなと思っておりますので、それだけお伝えしておきます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

それでは、特に今の時点では挙手ありませんし、時間もないですので、これで次の議案のほうに移りたいと存じます。どうもありがとうございました。

3点目ですが「フィリピンへの巡視船支援」に関してです。

こちらは今井さんのほうからお話をお願いいたします。

(3) フィリピンへの巡視船支援（前回協議会後の動きとフォローアップ）

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

では、3つ目の議題になりますけれども、改めて、日本国際ボランティアセンターの今井です。よろしくお願いいたします。

議題提案を画面で共有させていただきます。

「フィリピンへの巡視船支援（前回協議会後の動きとフォローアップ）」ということで提案をさせていただきました。

議題の背景についてですけれども、前回3月の政策協議会において「フィリピンへの大型巡視船供与と非軍事原則」ということで提案して、協議を行わせていただきました。この時には、これまでフィリピンの沿岸警備隊に対して支援した巡視艇の運用について、これが南シナ海での中国とフィリピンでの領有権争いの最前線といえますか、フィリピンが実効支配の拠点としているアユンギン礁に座礁させている老朽船、これへの補給活動を海軍と連携して行って、そこに巡視船が使われているということで、そこで中国海警局から放水銃での攻撃ですとか衝突とかもあるわけなのですけれども、そういったところで運用されていることが海上法執行、つまり違法漁業の取締りとか海賊船対策とかという枠を超えて、これは領土防衛に関わる海洋安全保障の一環であるのではないかと。つまり、それは開発協力大綱の「非軍事原則」に抵触するのではないかとという御指摘をさせていただきました。それに対して、3月の時には、この提案書に書いたのは議事録からの引用ですけれども、これは軍事利用回避原則を遵守しているものだと。国際約束という形で、軍事的な目的には使用しないということについて、フィリピン側から明示的に確認を取っているという説明がなされました。

この南シナ海の問題は、その後も中国海警局とフィリピン側との対峙がエスカレートしていて、数日前ですか、何らかの中国とフィリピンの合意がなされたという報道も出ていますけれども、非常にエスカレートした状況がある。その中で、一方で、日本からはフィリピンへの巡視船の5隻の大型支援も5月17日に正式に署名が行われ、あるいはフィリピンと日本との間でのRAAですとか軍事協力も進んでいて、そういったものが巡視船の支援、それから、軍事協力が同時並行的に進んでいるように、状況としてはそういう状況になっているわけです。

今回、議題に上げた理由ということですが、前回の協議会の後、4月22日にフィリピンの近海でアメリカとフィリピンとの合同軍事演習「バリカタン」が開始されて、この演習に日本が支援した沿岸警備隊の巡視船2隻、これは別の報道によると6隻というものもありますけれども、これらが参加するという報道が出ています。この事態は、3月の協議会における外務省からの説明、軍事的目的には利用しないというフィリピン側の説明というものとは食い違っていて、明らかにこれは非軍事原則に反するのではないかとということで、今回、議題提案をさせていただきました。

議題の論点ですが、まず1つ目は、この軍事演習への日本が支援した巡視船の参加を外務省としては確認しているのかどうか。確認しているなら、いつ把握をしたのか、フィリピン側からの事前の連絡があったのかどうかということです。

2つ目は、この参加が、非軍事原則に反するのではないかと、あるいはフィリピン側との「国

際約束」に違反しているのではないかということで、その辺り、外務省としてはどのような対応を行っているのかということです。

それから、3つ目の論点は、これは日本の基本的な政策として、2014年の5月、毎年5月にはシャングリラ・ダイアログというアジア安全保障会議がシンガポールでありますけれども、そこに参加した当時の安倍首相が「海における法の支配の三原則」というものを表明しました。その中では、力や威圧を用いないことですか、紛争解決には平和的な收拾を徹底すべきことを提唱しているわけなのですけれども、これを今も日本政府としては堅持しているのかということです。

4番目は、それを堅持しているのであれば、この中国の「力」に対して「力」、つまり、巡視船を大型化するとか、巡視船の数を増やすとか、そういったような形で、フィリピンが「力」でもって対抗するというのを日本が巡視船支援で後押しをするというのは、この「海における法の支配の三原則」、力や威圧を用いない、平和的收拾を徹底すべきといった原則に沿うものとは思えないわけです。むしろ、平和的な收拾に向けた外交努力を行うことがこの原則の趣旨にかなうと思われますけれども、外務省としてどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

今年のこのシャングリラ・ダイアログでは、インドネシアのプラボウォ次期大統領が米中対立の高まりに対して「グローバルサウスは幻滅している」といったようなことを述べて、対立ではなくて協力・協調を呼びかけていたということもありました。南シナ海でのこの一触即発の事態は、アメリカがフィリピンとの相互防衛条約に基づく反撃の可能性を実際に示唆していたわけですから、米中の対立をより危険なものにさせているわけです。そうした中で日本が、巡視船の支援を通じて、あるいは巡視船が軍事演習にも参加するといったような形でこの対立に関与していくならば、グローバルサウスからはやはり日本に対しても「幻滅」をされるのではないかと思います。

やはり開発協力大綱にある非軍事原則「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」といった原点に立って、この巡視船の運用に関しては非軍事目的に限定されるようにモニタリングを行い、南シナ海の領有権問題については、日本としては外交的な解決をさらに働きかけるべきだと考えているという、これは私どもの意見をここで書かせていただきました。

私からは説明は以上になります。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

それでは、一応、これでNGO側からのインプットをまず一旦終わりとしまして、ぜひお願いいたします。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

この議題につきましては、外務省から国別開発協力第一課の栗本首席、あと、引き続き、五十嵐政策課首席に同席いただいています。

では、栗本首席から御説明をお願いいたします。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

ありがとうございます。順を追って御説明いたします。

まず1点目、この巡視船が今回の演習に参加することを確認していたかということですけれども、フィリピン側とのやり取りの詳細については申し上げられませんが、御指摘の件については大使館を通じて確認し把握しております。

2点目、今回の演習への参加が非軍事原則に反するのではないか。それで、外務省として何か対応を行う考えはあるかということですけれども、まず今回、フィリピンの沿岸警備隊が参加したのは海難事故者の救助活動や災害発生時の補給活動のための演習のみとなっております。これらはあくまで海上法執行機関としての沿岸警備隊の権能の範囲内の活動というか、その演習であったと理解しております。

また、前回の協議会で申し上げましたが、ODAによって供与しているということの意味合いについて、これは日頃から、大使館、JICAのほうで先方とは密にやり取りをしまして、先方も十分理解しております。理解した上で、今回のような形で演習に参加しているということです。本件について日本政府として、例えば国際約束に違反していると判断するとか、あるいは注意をするとか、そういった特段の対応は必要であるとは考えておりません。もちろん、引き続き、この供与した巡視船というものが本来目的に沿って使われるということは確認していく必要がありますので、これまで同様に、緊密なやり取りを通じて、そこは確認していくつもりであります。

3点目の「海における法の支配の三原則」。これをまだ日本は維持しているのかということですけれども、これは維持しております。実際、日本は海洋国家ですので、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化というものは極めて重要な課題でして、そのことは一貫して主張してきています。岸田総理も昨年3月にインド世界問題評議会でスピーチを行って、FOIPについて新たな協力も発表しましたが、その際にも改めて、様々なリスクから海を守るために「海における法の支配の三原則」というものを再度呼びかけております。

中国の「力」に対して「力」で対抗しようとしているフィリピンを巡視船支援で後押しすることは三原則の趣旨に反するのではないかということですが、今年12日に比中仲裁裁判から8年を迎えまして、その際に外務大臣談話も出させていただきましたけれども、日本政府としては、フィリピンが一貫して、この比中仲裁裁判に従って、南シナ海における紛争の平和的解決にコミットメントを示していることを高く評価しています。我が国としては、この関係する当事国全てが仲裁裁判に従うことで平和的解決につながると考えておりまして、そのことを強く期待しておりますし、ちょうど今、ASEAN関連外相会合をやっておりますけれども、こういった場などでも日本政府としてのこうした立場は主張いたしますし、ASEANやアメリカをはじめとする国際社会に対して、そうした声を上げて外交的な働きかけを行っております。

軍事的な衝突に至らないように外交的な解決を働きかけるべきということ、モニタリン

グを行うということ、これも似たような話かなと思うのですが、我が国としては南シナ海における「力」による一方的な現状変更の試みですとか、緊張を高めるような行為に対しての反対の意思表示というものは累次にわたってこれまでも行ってきております。

今、申し上げたとおり、ASEAN外相会合のような場も使って、法の支配の徹底ということは主張していますし、外交的な働きかけを行っております。また、モニタリングにつきましても、前回も御説明しましたとおり、大使館、JICAを通じて、緊密にフィリピン側とやり取りを続けておりまして、確認してきておりますし、今後も確認していくつもりであります。

以上です。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

外務省からの回答は以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

今の外務省側からのレスポンスを受けて、お手が2つ挙がっていますので、では、まず、今井さんのほうからお願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

栗本さん、五十嵐さんもうもありがとうございます。

お答えいただいた中で、特に論点の2つ目のところですが、実際に演習に参加しているけれども、実際の巡視船がやっていることが軍事目的のようなものではないといったような趣旨かと思えますけれども、今、画面共有で御覧いただきますけれども、見えますか。

これはフィリピンの現地の「Philippine News Agency」というところですが、このウェブ上の記事で、これは5月8日の記事ですが、ここに「バリカタン」演習に2隻の巡視船、船の名前もそこに出ています。確認すると、これは両方とも日本の97m級1隻、それから44m級1隻、日本が支援した巡視船が参加しているということなのです。

この中で、フィリピンの沿岸警備隊の報道官のバリロさんという方ですか。その方のコメントがここに載っていますけれども、その方がおっしゃっているのは、この巡視船が参加していることの目的として、演習の周辺での不審船の警戒と、あるいはイントルーダーですから侵入船の警戒と、それから、in case of search and rescueという、何か起きた時の捜索とか救助だとおっしゃっているのです。

ですから、あくまでも、これは演習に参加した時に何か起きた時の捜索とか救助ですから、一般的な海難救助とかということではなくて、やはり軍事演習の一環だというふうに考えざるを得ないと思います。

それから、不審船の警戒ということですが、この後、さらにこの報道官は、具体的に5月1日にこの巡視船が中国の人民解放軍の海軍の艦船1隻と他の中国の船2隻を発見し

たということで、正体不明の中国船籍と書いてありますけれども、それと無線で交信して、その後、中国船は現場を離れたということを報道官が言っているわけです。

ですから、これはやはり軍事演習を行って、その周辺の警戒に当たり、不審な中国船と無線の交信も行っている。そういった活動というものは、これはどう考えても軍事演習の、軍事的なことの一环であるというふうに思わざるを得ないと思いますので、申し上げましたとおり、一般的な沿岸警備隊の任務は超えていると思います。

その点、どう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

ありがとうございます。

前回も申し上げましたが、この手の報道は部分的な発言だけで全体を書いていないこともありますし、その報道のところだけをもってこうであるということとはなかなか申し上げにくいのですが、我々もフィリピンの沿岸警備隊に確認をしております、この演習に参加した目的というものは、あくまで海難事故者の救助活動や災害発生時の補給活動が求められた際に迅速な対応を行えるようにするためのものであるということで、この訓練の際に不審船が来ないように警戒活動をしていたということではなくて、より一般的に沿岸警備隊として常に行う必要がある活動、すなわち、海難事故の救助とか補給活動とか、そういったための演習であると聞いております。

また、不審船の警戒というものが軍事行動に当たるというふうに断定するのかということも若干疑問はございまして、もちろん、明確な線引きというものは難しいところはあるのかもしれませんが、これはあくまで海上法執行能力の強化、先ほどから申し上げておりますとおり、海における法の支配の徹底というものを、フィリピンはUNCLOSも署名していますし、それに基づいて関連の法律も作って、それにのっとった法の執行活動を海洋で行うための訓練を常日頃からしておりますし、そのための支援を日本は行っているということです、軍事支援とは違うものだと考えております。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

私が申し上げたのは軍事演習に参加して行っているからなのですがけれども、次の方にもいらっしゃるので。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

すみません。初めまして。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

まず、御所属先からお願いいたします。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

新外交イニシアティブという団体で事務局長をしています巖谷陽次郎と申します。今日はよろしくお願いいたします。

「バリカタン」についてなのですが、まず「バリカタン」はアメリカとフィリピンが行う最大の軍事演習ではないですか。そこに参加することについて、当局に確認を取

って、軍事演習目的で参加しているものではないので、ということだったと思うのですけれども、そういうフィリピン当局の発言をそのまま受け取って信用して、日本がODAで提供している巡視船を使っていいですというふうにしていらっしゃることについて、そうでない使用がされ得るリスクの検討だとか、それがされた場合の対応だとかというところの検討はなされているのかということをもとに伺えますでしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そもそも、軍事演習ということですが、軍事というものをどう捉えるかという話で、相手が軍であったら全て軍事演習であるとか、あるいは軍事協力であるというふうにはこれまでも捉えてきてはおりません。活動主体も一つの判断材料ではありますが、活動の目的ですとか様態ですとか、そういったことを総合的に勘案して、ODAを実施するに当たっても、これまでも非軍事であるのかどうかという判断をまず行っております。

今回議題となっている巡視船供与につきましても、今回の特定の演習に限らず申し上げたいのは、常日頃からODAで供与した巡視船を使うということの意味合いは繰り返し相手方に説明をしてきておりまして、先方もそこについて理解を示しているという中で、今回の演習についても、繰り返しませんけれども、こういう活動に限って行うものであるという説明を受けています。それは日頃のやり取りを通じた信頼関係というものもありますので、仮に違う用途で使った場合にどう考えるか、その時の対応をどうするかというのは、実際にそのようなことが起きる蓋然性は低いと考えていまして、それが起きたら、それは国際約束違反であることは、先方は理解しております。そのことは常日頃から説明しておりますので、そういったことは無いと思っていますし、これまでの協力関係に鑑みても、そういうことをするメリットがフィリピン側にあるとは思えませんので、そういったことは無いかなと考えております。

なので、単に相手が言ったことをうのみにしているというわけではなくて、いろいろな日頃のやり取りを通じて、政府として判断をしているということです。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

軍事演習は一応、アメリカの海兵隊もミリタリーエクササイズと呼んでやっているけれども、内容が軍事・非軍事のものも含まれているので目的にかなうというお考えでいらっしゃるということですか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そうです。あくまで今回、この巡視船が活用された部分については、これは通常の海上法執行能力機関としての適切な活動の範囲内であったと考えています。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

分かりました。

その関連で追加なのですが、5月末のアジア安全保障会議でフィリピンのマルコス大統領が、中国による妨害でフィリピン側に死者が出た場合にどうするかという質問を受けて、間違いなくそれがレッドラインだというふうに発言なさって、つまり、これはそ

ういう事態になったら軍事的に対応するという可能性を示唆したというふうに受け取れると思うのですが、その後、翌日に、それこそ日本の海上保安庁とアメリカ、フィリピンの沿岸警備隊のトップの会談で合同訓練の協力強化がうたわれて、実際、6月3日から日米比の海上保安機関連携の初の合同訓練も行われて、そこにももちろん、日本が提供している巡視船もフィリピン側として参加をしたということが、これは先ほどの今井さんの質問のほうでは触れられていなかった、また別の海上保安機関の協力の訓練というものにも参加しているのですが、それも同様の位置づけという理解でいいのでしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そうです。レッドラインという発言ですとか、そのレッドラインが何を意味するかというのはなかなかこちらで説明することはできませんけれども、海上保安、海保同士の協力というものは、あくまで海上法執行能力強化のための協力であって、軍事活動のための協力ではないというふうに認識しています。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

それはフィリピンの海上保安能力の向上ということだと思うのですが、何か来年、日本でやるという発言もフィリピン側から出ているのですが、それもその範疇という御理解なのですか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

どこでやるにしても、海保同士の協力であれば海上法執行能力強化のための協力であると思っています。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

フィリピンの沿岸警備能力の向上のためにやっている、場所は問わないということですね。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そうです。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

分かりました。

日比の2プラス2の7月8日の会談の関連なのですが、ここで「セカンド・トーマス礁における危険な活動をはじめ、地域の緊張を高める行為に対する深刻な懸念を共有」というふうに外務省の仮訳のほうで出されていて、ただ、原文の英文を見たらby Chinaという文言が入っていたのですが、これは仮訳のほうで除かれているのはどういう意図でしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

すみません。それは確認してみないと分からないですね。

その経緯は、すみません。承知しておりません。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

これは2プラス2で、当然、防衛省も入っていて、防衛省のほうでも同じように仮訳では

中国は除いているのですけれども、5月3日の木原さんを含め、日米豪比の防衛省会談のほうでは「中国によるフィリピン船舶の公海における航行の自由の行使に対する度重なる妨害及びセカンド・トーマス礁への補給線への妨害に対して、深刻な懸念を改めて表明」という、同様の文言に「中国による」と入れているので、この2か月の間に何かがあったのでしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

今、おっしゃっているのは、日米豪比のほうにはby China、中国と書いていたけれども、日比の2プラス2では入っていなかったということですか。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

そうです。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そこは外交上のやり取りの結果でそうなったものだと思いますので、どうしてというのは私のほうで申し上げることはできないですけれども。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

前回の3月の時に、特定の国を対象に、念頭に置いたものではないという御発言があったと思うのですけれども、2プラス2では一応、少なくとも英文上ではby Chinaという記載があるということを受けると、中国を念頭に置いているのかなというふうに読めるのですが。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

特定の国を念頭に置いているものではないというのは、あくまでフィリピンの沿岸警備隊に対する日本の法執行能力強化支援というものは特定の国を念頭に置いているものではないということです。それで、この日米豪比でのセカンド・トーマス礁の話は多分、また文脈が違うのではないかと思います。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

2プラス2でもセカンド・トーマス礁におけるというものがついているので、現在の中国とフィリピンの緊張の高まりを受けた内容を御確認いただければ「中国による」があるかないかぐらいしかこの文脈の違いはないのですよね。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

セカンド・トーマス礁をめぐる様々な状況というものは、別に必ずしもフィリピンの沿岸警備隊とか、あるいは巡視船とイコールというものではなくて、いろいろな話がある文脈だと思いますので、そもそも、そちらの文脈で「中国による」というものが入っていることと、今、ここで議論しているような、ODAで供与した巡視船の使い道の話というものは必ずしもリンクしないような気がするのですけれども。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

でも実際、巡視船が使われて、それこそ中国から放水があったりというところに関わっているのはセカンド・トーマス礁をめぐる係争の範囲の中だと思うのですけれども。わざわざ、殊さらにセカンド・トーマス礁を挙げて2プラス2で協議をなさっていて、それを中

国は念頭に置いていないというのは無理があるのかなと思うのですが。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

中国を念頭に置いていないというのは、繰り返しですけれども、日本のフィリピンの沿岸警備隊に対する支援、これはフィリピンの法執行能力強化のためであって、それは別に中国とか特定の国を念頭に置いたものではないという、そういうことを申し上げます。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

全体はそうなのですが、実態として行われているところではそのように使われていることに対して伺っているのですけれども。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

すみません。御質問の趣旨がいまいち理解できていないような気がして。

元に戻りますと「中国による」という文言が消えた経緯というものは、いずれにしても、私のほうでお答えすることはできません。なぜなら、それぞれ違うフォーラムの場になりますし、日米豪比で書いてあったことと日比で書いてあることが違うというのは、それはよくあることだと思いますので、そこは何とも申し上げられません。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

日米豪比で書いたこととの違いをお教えいただきたいというよりは、なぜ英語から仮訳にする時になくなっているのか。外務省のほうで何かしていच्छやるのでしょうか、外務省として。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

すみません。確認ですけれども、英語の仮訳で「中国による」との文言がなくなっているのは、日米豪比ですか。それとも、日比2プラス2ですか。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

2プラス2です。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

日比2プラス2の英語ではby Chinaと書いてあるということですか。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

書いてあります。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

分かりました。そこは確認してみないと分かりません。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

そうですね。またお教えいただければと思います。（注¹：下記参照）

注¹：日比2+2の共同プレスリリースには「by China」の仮訳として「中国による」という文言は入っているものの、会合概要には和英共に「中国による」という文言は入っていない（会議後、外務省と質問者との間で別途やり取り済み。）。

ごめんなさい。追及みたいになってしまっているのですけれども、外務省の行っているODAというもののすばらしさというか、地域で信頼醸成をして、日本の地位を向上させて、日本の平和だとか安全だとか繁栄に資するという政策がすばらしいのにもかかわらず、こういった巡視船の提供だとかで、日本がおよそ当事国でもないフィリピン、南シナ海における中国・フィリピンの係争に何か間接的にでも関わることへの懸念が強くあるためにこういった質問をさせていただいているのです。

今までのお話を伺うと、フィリピンからそういう能力向上の関係で巡視船なり、そういう支援を求められると、今後、もっと支援が来たら同じような文脈で提供し得るのではという懸念があるのですが、これも答えづらいかと思うのですけれども、例えば掃海艇とか護衛艦とかをくださいみたいな話に今後なったら、そこは必ず断るという線引きがなされたりしますでしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

掃海艇とはどのようなものでしょうか。護衛艦は明らかに軍が所有するものだと思いますので、それはもちろん、ODAで供与するという事はないです。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

あり得ないですね。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

はい。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

掃海艇もですか。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

掃海艇は、機雷とかの排除のためのというか。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

つまり、ODAでの提供ができる艦艇は巡視船が精いっぱいという御認識なのですか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

海上法執行機関が標準的に持ち得るものについては供与し得ると思いますけれども、これまでの実績としては巡視船とか巡視艇ですね。それで、掃海艇というものを供与した例はないように思いますけれども、掃海艇といった時に、あまり知識がないのですけれども、どういった船で、どういった目的で使うかというのは確認する必要はあると思います。

つまり、この場で、掃海艇はODAで絶対出しませんと別に断言するものではありませんけれども、巡視船が精いっぱいとかというよりは、供与先の機関の性質ですとか、供与の目的とか、もろもろ考えた上で判断をしてきておりますので、そうした判断に基づくのかなと思います。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

分かりました。

巡視船以外の能力向上に資する提供とかの選択肢はあるのですか。あるいはフィリピン

から求められているが断ったということがありますか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

ソフトな協力といいますか、海洋法に関する研修ですとか、あと、これはODAの世界を離れますけれども、海保同士、海上法執行機関同士の協力ですとか、そういったことは今までやってきていますし、これからもやっていくと思います。

●巖谷（（特活）新外交イニシアティブ 事務局長）

ありがとうございます。

国際協力局の皆さんの踏ん張りに期待というか、今のこの安全保障環境がそれこそよくなる中で、日本がどれだけ他国のいさかいに介入していくかという線引きをそれこそしていただきたいなということを、ごめんなさい。最後は私見ですが、思いました。ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

時間はないのですが、もし本件に関して何かあればお願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

ありがとうございます。

一つは確認なのですが、軍事演習に巡視船が参加することについてはフィリピン側から事前に連絡を受けていたということですね。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

そこは、先ほど申し上げましたとおり、フィリピン側とのやり取りの詳細というものは相手との関係があるので申し上げられないのですが、モニタリングの必要性というものは認識はして、その観点から確認はしてきておりますし、今回の件も確認して把握しているということをお答えしたものです。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

その実際の軍事演習での運用なのですが、説明を聞いて思うところは、これは巡視船ですから、重火器を積んでいるわけではないので、演習も含めて、軍事行動の場合には警戒ですとか、それから、遭難への救援になるというのは、それはさうだろうと思うのですよ。今回も軍事演習の中で、軍事演習に参加したその上での周辺警戒ですとか、何かあった時の探索・救援という活動を担っているというような報道官の話ですが、これは繰り返になりますけれども、明らかに社会経済開発としての海難救助とか違法漁業取締りとは違うわけですよ。これは恐らく、一般的、普通の感覚で言うと明らかに違うものだというふうに思うのです。

そういった軍事演習に参加というものを、そこも含めて海上法執行なのでODAでできますという感覚が、そういう線引きで言うと、どこまでも際限なく、極端かもしれませんが、実際の軍事衝突が起きても、直接の交戦ではなくて、その海域に行って警戒とかをするのだったら、これは海上法執行ですとなりかねないという感じが私は聞いていて

思ったわけです。そういった非常に大きな懸念を感じました。

私は非軍事原則から考えて、やはりフィリピン側に対して日本は抗議をすべきだと思っています。その点、いかがでしょうか。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第一課 首席事務官）

先ほどの話の繰り返しになってしまいますけれども、我々が確認して聞いていることというのは、演習を守るための警戒をしていたのではなくて、演習の中で救助活動や補給のための活動というか、その演習を彼ら自身がやっていた。フィリピン沿岸警備隊も演習に参加した。演習を守っていたということではなくて、演習に参加していた。それは彼らの能力向上に資する演習として参加していたということです。その報道も、先ほど見た感じだと、そこまで断言していないようにも思いますが、今、おっしゃっているような目的でやっていたというふうに我々は聞いてはおりません。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。

それでは、時間も実はかなり延長しておりますので、最後の閉会に向かっていきたいとします。若林さん、よろしいでしょうか。

3. 閉会挨拶

●若林（THINK Lobby/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 所長/理事）

ありがとうございます。

国際協力NGOセンターで理事をしております若林です。今日はじっと、あまりしゃべらずに、最後の挨拶ということで一言申し上げたいと思っております。

おかげさまで、今日も無事に、予定された議題について真摯に議論いただいて、外務省の皆さん方の御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

ただ、その上で2つぐらい感想を申し上げたいのですけれども、一つは、この定期協議会が、先ほど岩上室長からは形骸化していないとおっしゃられましたけれども、停滞はしているという感じはありますので、私はやはり、これは本気で、これをどうするかということを考えなければいけないのではないかなという時期に来ていると思います。

ですから、さっきから議論がかみ合っていないのですよ。恐らく、この周りにいらっしゃる方が聞いていても誰も理解されない。そういうやり取りが行われているということが現実には発生をしていますし、これは歴史的な経過の中に、今、そういう段階に来てしまっているのですよ。この辺を今後どうしていくかということもありますので、1996年に外務省とNGOの定期協議会が始まって、再来年で30周年を迎えますので、ぜひ、この区切りにこの定期協議会をいい形で、やはり協議なので、単なる意見交換ではないのです。出たものを、次の開発協力をよりよいものに仕立てていかなければいけない。それが本来の協議会の目的なので、そこのやり取りを今後どうしていったらいいかということについて、今後は率直な意見交換もできればいいなというふうに思っております。

もう一つは、国際的な潮流・動向に沿って我が国の国際協力がもっと進展していく。そんな協議会になってほしいなと思っております。その一つは最近、5月なのですが、ヨーロッパで環境と人権のデューデリジェンスの指令が通ったのですよ。つまり、これからは人権と環境を一体化して捉えてデューデリジェンスをやる。デューデリジェンスというものは、言うまでもなく、事前にいろいろなリスクを把握して、それに対応し、それを執行し、透明性を高めて情報公開をし、それを回していくというこのプロセスを環境と人権でやらなければいけないです。これは企業だけではなくて、我々のこのODA、開発協力の事業も全部、それに沿ってやらないといけないような状況になっているのですよ。

ですから、我々の国際協力がそれになっているかどうかということも一回点検しなければいけないと思いますし、かなり幅広い要素を含んでいるので、これがやはり今後の主流になっていきますので、ぜひ、そんなところも前向きな、何かお互いにできていないことを指摘するのではなくて、国際協力の潮流に沿って、よりよい開発協力ができるような議論の場にしていきたいなと思っておりますので、今後とも皆さん方の御協力、御支援をよろしくお願いしまして、改めて、今日もこういう形でできましたことを御礼申し上げます。ありがとうございます。

閉会の挨拶に代えさせていただきます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

それでは、閉会を。

○大河（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。本日は暑い中、外務省までお越しいただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。お疲れさまでした。